

有機フッ素化合物（P F A S） について

令和6年11月22日（金）
日向保健所
衛生環境課 環境対策担当

[プレスリリース一覧](#) > [部局別一覧](#) > [環境森林部](#) > 地下水における有機フッ素化合物（PFAS）の暫定指針値超過について（お知らせ）

報道発表日：2024年3月4日 更新日：2024年3月4日


Press Release



地下水における有機フッ素化合物（PFAS）の暫定指針値超過について（お知らせ）

現在、県では、健康被害が懸念されている有機フッ素化合物（PFAS）について、県内全域の河川や地下水における存在状況を網羅的に調査しており、地下水1地点（井戸水）で暫定指針値超過が疑われる事案が発生したため、当該地点及び当該地点の周辺4地点（4方向）において調査を実施したところ、全地点で超過が判明しました。

なお、当該地点から半径500mの区域内井戸の利用状況を調査し、飲用井戸の利用者に対しては、飲用を控え水道水の利用を促す飲用指導を行いました。（対象区域：西都市大字岡富の一部、新富町瀬口地区の一部）

- 
- PFASの概要について
 - PFOS、PFOA への対応について
 - 水道及び環境への対応について
 - 県内・管内における

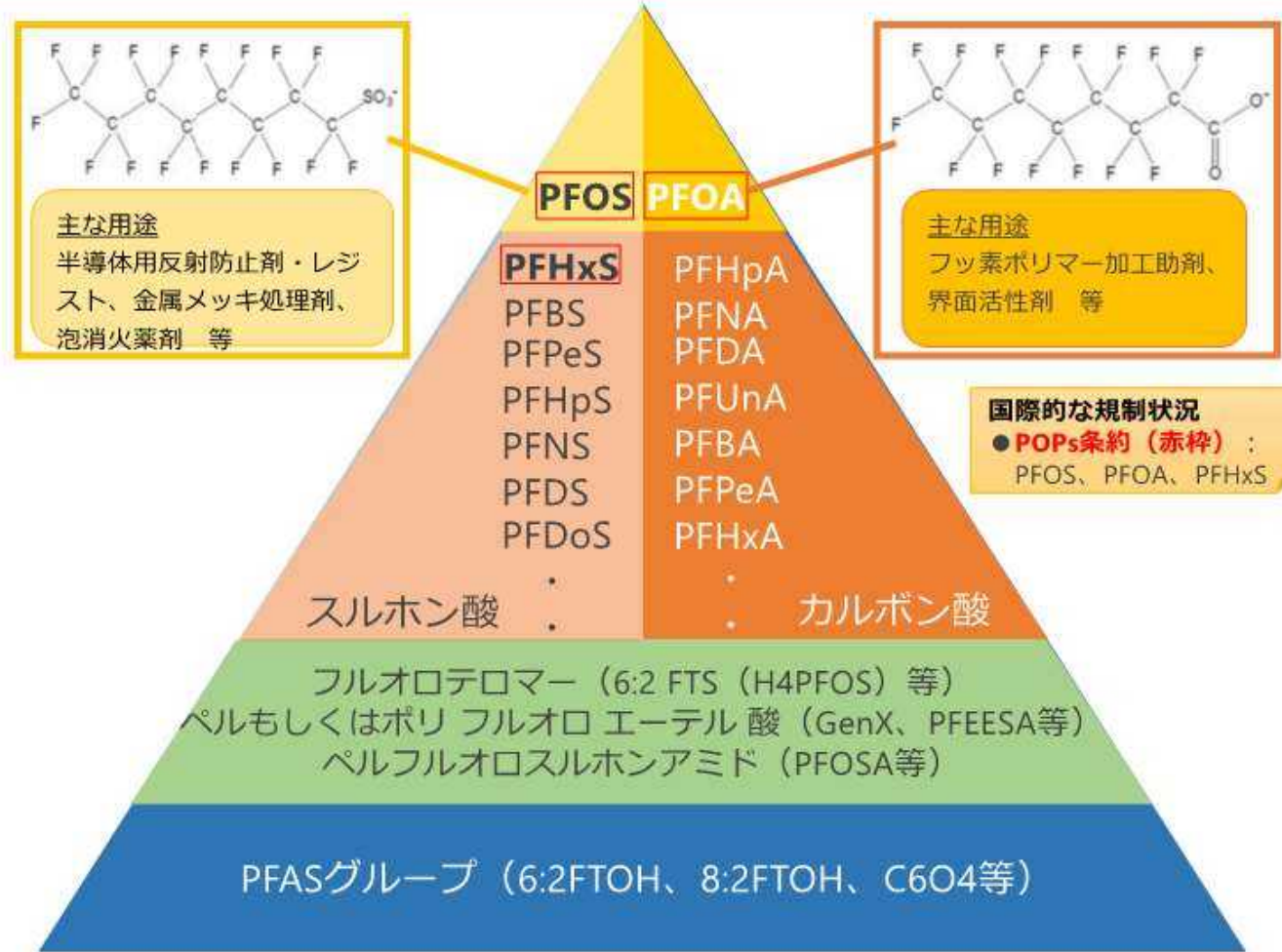
PFOS、PFOA調査結果

PFAS の概要について



PFAS (ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称)

全PFAS 10,000物質以上



出典：ITRCのPFASホームページ図2-18 (<https://pfas-1.itrcweb.org/2-3-emerging-health-and-environmental-concerns/>，2023年11月15日時点) を改変

- POPs条約においては、PFOS、PFOA、PFHxSの3つの化学物質が廃絶等の対象。
- その他のPFASについては、これら3つと同様な有害性等があると確認されているわけではない。

PFOS、PFOA への対応について

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）

- ・ PFOS は平成21年（2009年）に、PFOA は令和元年（2019年）に廃絶等の対象とすることが決定

POPs条約とは、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT等の残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）の、製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

- ・ PFOS ・ 平成22年（2010年）に一部の用途を除き製造・輸入等を禁止
平成30年（2018年）に全ての用途で製造・輸入等を原則禁止
- ・ PFOA ・ 令和3年（2021年）に製造・輸入等を原則禁止

市中に残存するPFOS、PFOAを含有する製品（泡消火薬剤等）の使用は認められているが、国が定めた基準（保管方法、移替え等の作業方法、保管数量等の帳簿作成義務、漏出処理等）を遵守する必要あり

水道及び環境への対応について

水道

水道法に基づき、水道により供給される水が適合しなければならない基準など

水質基準 51項目

健康関連31項目 + 生活上支障関連20項目

「水質基準に関する省令」で規定
水道事業者等に遵守義務・検査義務

水質管理目標設定項目 27項目

健康関連14項目 + 生活上支障関連13項目

水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目

要検討項目 46項目

毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目等に分類できない項目
情報・知見を収集

環境

環境基本法に基づき、人の健康の保護や生活環境の保全する上で維持されることが望ましい基準など

環境基準

公共用水域 健康項目 27項目
生活環境項目(河川) 8項目
地下水 28項目

水質保全行政の目標として公共用水域、地下水の水質等について達成し、維持することが望ましい基準

要監視項目

公共用水域 27項目
地下水 25項目
水生生物 6項目

公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき項目

要調査項目

健康 136項目
水生生物 105項目
両方 34項目

水環境リスクは比較的大きくない、又は不明であるが、環境中での検出状況等の観点からみて、水環境リスクに関する知見の集積が必要な項目

暫定目標値
50ng/L
(令和2年)
暫定指針値

50ng(ナノグラム) = 0.000000005 g (1ng = 1グラムの10億分の1)

PFOS、PFOA に関するリーフレット



環境省

2024年8月

PFOS・PFOA とは？

「有機フッ素化合物（PFAS）」の一種です

- 2000年代はじめごろまで、さまざまな工業で利用されました
私たちの身の回りの製品を作る際にも使われていました
- 2009年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から、
国際的に規制が進み、現在では、日本を含む多くの国で
製造・輸入等が禁止されています
- 日本国内でも、新たに作られることは原則ありませんが、
分解されにくい性質があるため、今も環境中に残っています

正式名称 と主な用途

PFOS パーフルオロオクタンスルホン酸 (Perfluorooctane sulfonic acid)

主な用途 メッキ処理剤、泡消火薬剤 など

PFOA パーフルオロオクタン酸 (Perfluorooctanoic acid)

主な用途 撥水剤、界面活性剤 など

✓ 環境省や自治体が、
河川等のPFOS・
PFOA濃度を測定※
公表しています

※ 2009年より測定を実施

✓ 測定結果によると、
環境中のPFOS・PFOAは、
少しずつ減っています



- 環境省では、2020年に水道水や環境中の水の目標値を定め、
飲み水からの摂取を防ぐ取組を進めています
- 2024年6月には、食品安全委員会が健康影響について
包括的に評価を行い、その結果を公表しました
- これを踏まえつつ、環境省では、安全・安心のための
取組を引き続き進めます



詳しい情報・最新の情報は [環境省 PFAS](#) で検索し、[環境省HP](#)をご覧ください

お住まいの地域の状況は、お住まいの都道府県等の水環境担当、地元の水道局等にお問い合わせください



環境省

2024年8月

ピーフォス ・ ピーフォア

PFOS・PFOA

暮らしの中の Q&A

“フッ素コーティング製品”に
使われている？

使われていません

PFOS・PFOA以外の
フッ素化合物が
使われています



かつてはフライパン等の撥水・撥油加工に用いられるフッ素樹脂の製造の際にPFOAが使われていましたが、今は使われていません (法規制だけでなく、企業の自主的な取組により、使用禁止されました)

体に入ったらどうなる？

体外へ排泄されて徐々に減ります



水道の水は大丈夫？

水道事業者(自治体の水道局)等が
水道水中の目標値※を超えないよう
取組みを進めています



※ 1リットルあたり 50 ナガラム
毎日2リットルを一生飲み続けても
健康への悪影響が生じないと
考えられるレベル

目標値を超えた水を
飲んだけれど大丈夫？

まだ、わからないことが多いため、
PFOS・PFOAの健康への影響について
調査や研究が進められています

目標値を超えていた地域の健康調査において、他の地域との明らかな傾向の違いは出ていません
また、飲料水による個人の健康被害は国内で確認されていません



水だけじゃなくて、食べ物？ 普通に生活していて大丈夫？

食品の安全性を科学的に評価する国の機関である食品安全委員会は、
「通常の一般的な食生活では、著しい健康影響が生じる状況にはない」と評価しています

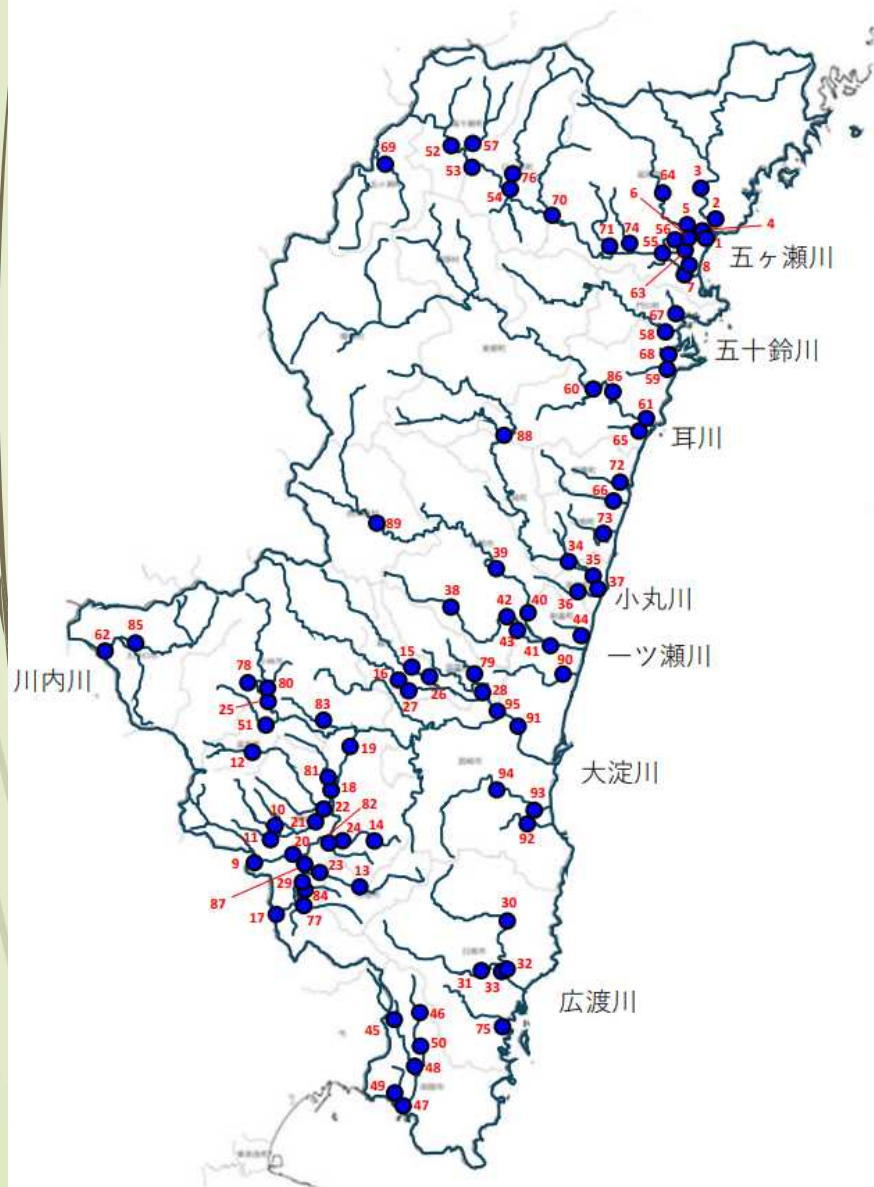
「現時点の情報は不足しているものの、通常の一般的な国民の食生活(飲水を含む)から食品を通じて摂取される程度のPFOS及びPFOAによっては、著しい健康影響が生じる状況にはないものとする」(2024年6月)

詳しい情報・最新の情報は [環境省 PFAS](#) で検索し、[環境省HP](#)をご覧ください **7 3**

お住まいの地域の状況は、お住まいの都道府県等の水環境担当、地元の水道局等にお問い合わせください

県内におけるPFOS、PFOA調査結果

河川調査地点



【令和5年度PFAS存在状況調査】

県及び宮崎市が調査実施
合計158地点

- ・河川 95地点
- ・地下水63地点

河川調査においては

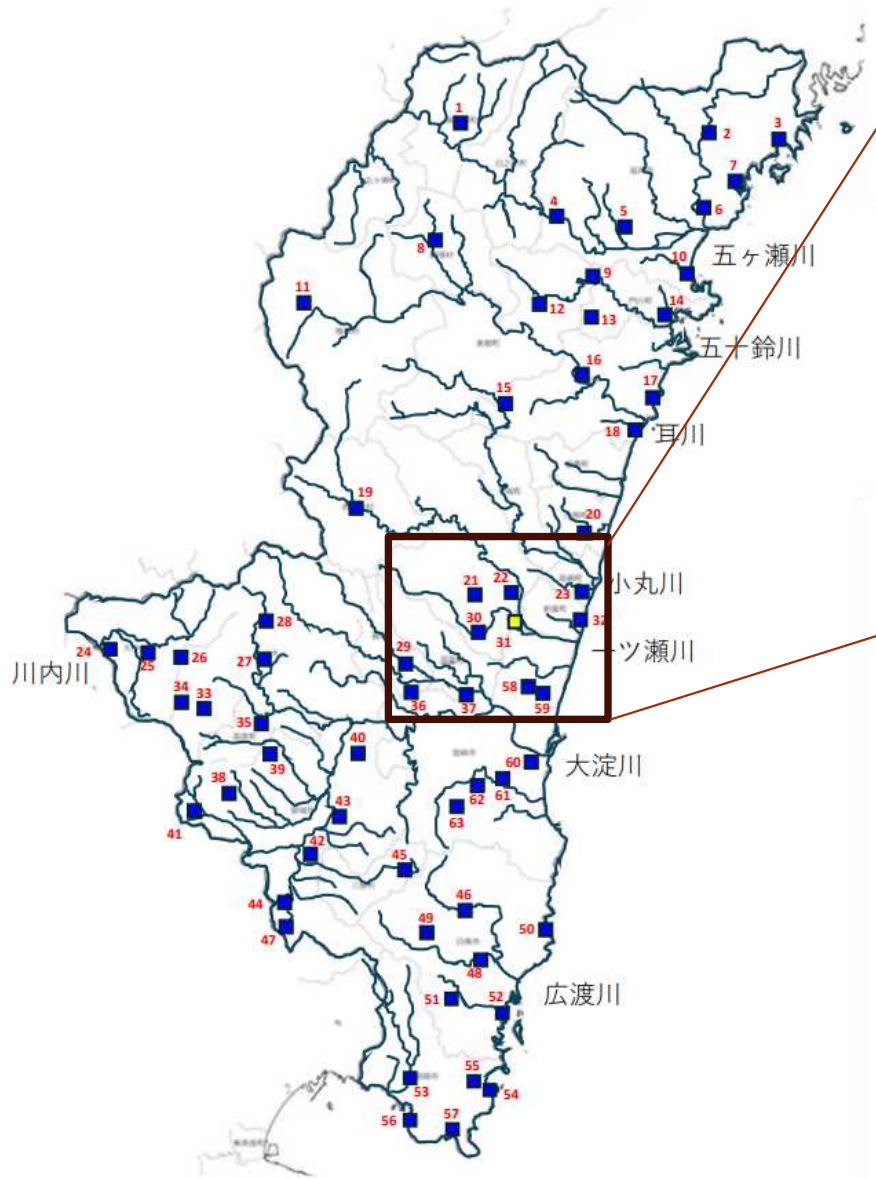
PFOS及びPFOAの暫定指針値の超過は
ありませんでした。

- PFOS及びPFOAが暫定指針値以下の地点
- PFOS及びPFOAが暫定指針値超えの地点

※PFOS及びPFOAの暫定指針値：50ng/L

県内におけるPFOS、PFOA調査結果

地下水調査地点



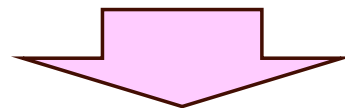
地下水調査において
1地点で、PFOS及びPFOAの暫定指針値を
超過していました。

- PFOS及びPFOAが暫定指針値以下の地点
- PFOS及びPFOAが暫定指針値超えの地点

※PFOS及びPFOAの暫定指針値：50ng/L

県内におけるPFOS、PFOA調査結果

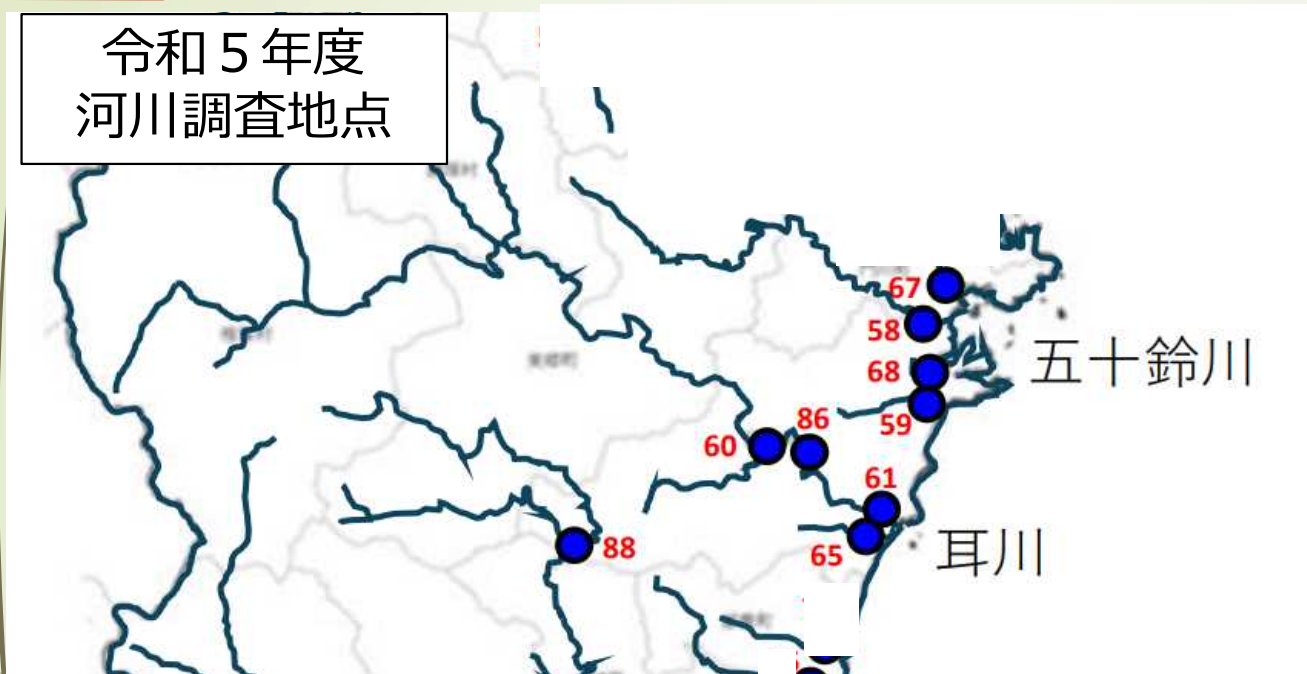
- 西都市大字岡富の地下水で有機フッ素化合物（PFAS）の指針値超過が判明。
- 暫定指針値超過が疑われる地点及び当該地点の周辺4地点（4方向）において調査を実施したところ、全地点で超過が判明。
- 当該地点の半径500m程度まで範囲を拡げ、8方向8地点で周辺調査を実施したところ、5地点（西都市4地点、新富町1地点）で超過が判明。
- 当該地点のおおよそ半径1～2kmの範囲まで拡げ、16地点で周辺調査を実施したところ、西都市4地点で超過が判明。
これまでに当該指針値超過事案に関連して測定した29地点のうち、指針値を超過したのは、全て一ツ瀬川と三財川に挟まれた区域であった。
- 地下水の流れ方向などを考慮し、周辺の6地点で地下水調査を実施した。これにより指針値超過範囲を概ね特定。
当該範囲の中で、比較的高い濃度が検出された地点周辺では現地確認調査も実施したが、原因特定には至らなかった。



◎ 今後は、当該範囲において定期的に地下水調査を継続し、水質を監視する。

管内におけるPFOS、PFOA調査結果

令和5年度
河川調査地点



【日向市】

塩見川 1箇所 (59塩見橋)

耳川 3箇所 (60坪谷川合流後、61美々津橋、86中野原工業用水取水口)

石並川 1箇所 (65石並橋)

亀崎川 1箇所 (68亀崎橋)

小丸川 1箇所 (88新渡川)

【門川町】

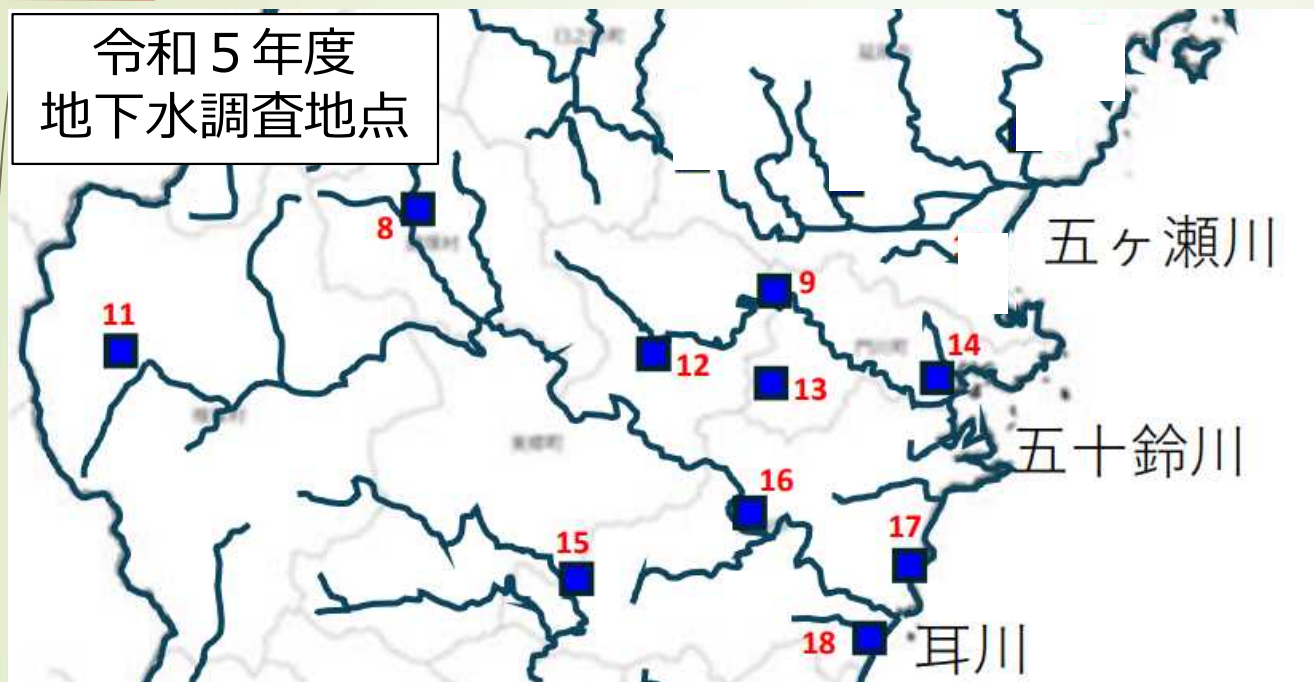
五十鈴川 1箇所 (58五十鈴橋)

鳴子川 1箇所 (67鳴子橋)

管内7河川、計9地点で検査実施
→いずれの地点でも暫定指針値
(50ng/L) 超過はなし

R6年度以降も検査予定

管内におけるPFOS、PFOA調査結果



- 【日向市】 4箇所 (15、16、17、18)
- 【門川町】 3箇所 (9、13、14)
- 【諸塚村】 1箇所 (8)
- 【椎葉村】 1箇所 (11)
- 【美郷町】 1箇所 (12)

管内計10地点で検査実施
→いずれの地点でも暫定指針値
(50ng/L) 超過はなし

令和6年度以降も地点を変えながら
検査予定